

農地中間管理事業に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 1 月 21 日

滑川町長 吉田



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西部土地改良地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 1 月 16 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	8 経営体
個人	3 経営体
集落営農	0 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する方などは、原則として農地中間管理機構を活用する。

6. 地域農業の将来のあり方

・地域の中心となる担い手（認定農業者）へ農地を集積・集約化する。

・農地中間管理事業や多面的機能支払交付金事業を活用し地域農業を維持・発展させていく。